

団体向け

人と猫の共生推進事業補助金

補助対象者

●まちなこ活動部門

- ・生計を一にしない2名以上の団体(半数以上が中津川市民)
- ・補助対象活動を実施するに当たり、営利を目的としていないこと
- ・会員の全てが、同一年度で当該補助金を受けていないこと
- ・会員の全てが暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

●ほごねこ活動部門

- ・生計を一にしない5名以上の団体(半数以上が中津川市民)
- ・市内に飼養施設がある又は設置を予定していること
- ・第一種・第二種動物取扱業の登録・届出があること
- ・1年以内に10匹以上の猫の譲渡実績があること(見込みを含む)
- ・補助対象活動を実施するに当たり、営利を目的としていないこと
- ・会員の全てが、同一年度で当該補助金を受けていないこと
- ・会員の全てが暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

補助金額

●まちなこ活動部門 → 最大30万円

●ほごねこ活動部門 → 最大150万円

補助の対象となる活動

●まちなこ活動部門

飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所へ放すまでにかかる費用が対象となります。

- ・捕獲・保護費…捕獲器、ケージ等捕獲用具購入費用 等
- ・不妊去勢手術費…不妊手術及び去勢手術費用、耳カット費用 等
- ・飼料費…えさ及び給餌用具購入費用 等
- ・トイレ施設整備費…トイレ資材及び清掃用具購入費用等

●ほごねこ活動部門

「まちなこ活動部門」の対象経費に加え、飼養施設の整備や保護譲渡、啓発活動にかかる費用が対象となります。

- ・捕獲・保護費…捕獲器、ケージ等捕獲用具購入費用 等
- ・不妊去勢手術費…不妊手術及び去勢手術費用、耳カット費用
- ・飼料費…えさ及び給餌用具購入費用 等
- ・トイレ施設整備費…トイレ資材及び清掃用具購入費用 等
- ・検査・治療費…猫エイズや白血病の検査・治療費、ワクチン費用 等
- ・啓発費…啓発品作成用具購入、パネル・チラシ等作成費用 等
- ・飼養施設運営整備費…猫が滞在する空間の修繕、空調設備、建物の改築 等
- ・譲渡活動費…譲渡会の会場費用 等

留意事項

- ・補助金を申請し交付決定通知を受けた後に活動に着手してください。
- ・既に着手している場合は、交付決定以降に行った活動にかかる費用のみが補助金の対象となります。
- ・年度をまたいでの申請はできません。
- ・予算の範囲内で補助を行います。予め担当課にご相談ください。

提出書類

補助金申請書等の提出書類は、下記提出先もしくは市ホームページから入手してください。

提出先

中津川市役所 政策推進課
(TEL 0573-66-1111)



市役所 HP

